

令和7年4月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和7年4月25日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	㊟ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	㊟ 14番 大田 重敏	㊟ 15番 野中 孝
㊟ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 15名	在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。	
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
㊟ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	㊟ 松本 美徳
○ 山口 信也	○ 前田 将直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	㊟ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾
		○ 松本 伸雄
		○ 新見 哲也
		○ 松本 覚二
		㊟ 山口 康明
		○ 高田 良彦
		○ 小林 重喜
		○ 長谷川 壽幸
		○ 渡口 学
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
主事補 川崎 涼	分室長 出口 義之	主査 吉永 大輔
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
13番 久保 繁徳	17番 山内 重年	

【事務局長】

皆様、こんにちは。ただ今から令和7年4月の農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、農業委員14番 太田委員、15番 野中委員、16番 金子委員、推進委員1番 川久保委員、3番 松本委員、5番 山口委員、14番 紙本委員、出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

令和7年最初の総会ですので4月1日付けの人事異動によりまず事務局職員の自己紹介をさせていただきます。（自己紹介：田畑、桃田、川崎、出口、吉永、前田）

本年もよろしくお願いいたします。

それでは、会長のご挨拶をいただきまして、4月の総会に入りたいと思います。

【会長】

4月末を迎えました。委員の皆様には春の農繁期ということで大変ご多忙の事かと存じます。今週の月曜日に私は松浦市福島町の土谷棚田を見学してきました。整備された棚田に早期米の田植えがほぼ終わっており素晴らしい景観が広がっていました。現地の農業委員さん、推進委員さんはじめ農業者の方々の弛まぬご努力によるものと頭が下がった次第です。さて、委員の皆様は森林浴という言葉をご存じかと思えます。辞書には森林内に入り散歩などして正常な大気に浸ることあります。何々浴という熟語には海水浴、日光浴、温泉浴と様々ありますが、昨年テレビで博物館浴という言葉を知りました。美術館を含めた博物館での作品鑑賞やその空間に身を置くことで心身のリラックスや精神的な充実感を得られるということでした。この何々浴ということで私は最近、農地浴という言葉があってもいいのではと考えるようになりました。農作業では色んな苦勞があります。そんな中でも土谷棚田もそうですが、精魂込めて整備された田畑をしみじみと眺め、その後育ちゆく作物に期待の目を向け、そして収穫を迎える喜びを感じる。この田畑での一コマ一コマが正に農地浴に浸るということではないでしょうか。この農地浴を持続可能にするためにも私たち農業委員・推進委員は担当地区内の遊休農地の解消と遊休農地発生の未然防止に努めなければならないと実感しております。皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは本日の総会、よろしくお願いいたします。

【議長】

議事録署名人の指名に移ります。農業委員13番、久保委員、17番、山内委員にお願いします。

続きまして、報告事項に移ります。まず1ページ、2アール未満農業用施設届の受理報告、農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）、農地法第3条の3の規定による届出（相続）について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案書の1ページをご覧ください。2アール未満農業用施設届の受理報告でございます。2アール未満の農業用施設を自分の農地に設置する際は農地法第4条の許可を要せず農業委員会への事前の届出で良いこととなっております。今回、届出人、今福町木場免■■番地、■■氏が所有する今福町木場免字藤ノ瀬■■の田に2アール未満のコンクリート舗装による農作業場を設置するものでございます。上物はございません。令和7年3月27日に届出があり、翌日も3月28日に地元の渡口委員と現地確認を行い、同日付で受理通知を交付しております。

続きまして農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）でございます。議案書1ページから2ページにかけて12件ございます。1件目の貸し人、御厨町木場免■■の■■氏から4件目の借り人、御厨町木場免■■番地の■■ 代表理事 ■■氏分については、長崎県農業振興公社を通じた契約の解約となります。解約理由はいずれも■■■■

の労力不足などによる借り手都合による解約となっております。5件目の貸し人、御厨町山根免 番地の 氏から12件目までの借り人、御厨町山根免 番地の 氏についても長崎県農業振興公社を通じた契約の解約となっております。解約の理由は 氏がこれまで営農指導をしていた方が今年度より認定新規就農者として就農するにあたり自分が耕作していた農地を譲るということになったものでございます。

続きまして農地法第3条の3の規定による届出（相続）でございます。議案書は2ページをご覧ください。2件ございます。1件目です。被相続人は今福町仏坂免の 氏、相続人は広島県府中市の 氏です。農地の表示は今福町仏坂免字五百田 と同じく仏坂免字松原 番の田、二筆で合計面積は1528㎡です。被相続人の 氏は令和6年2月4日に亡くなられて相続人から令和7年3月3日に相続登記が完了したということで4月4日に届出があり同日受付けております。2件目です。被相続人は志佐町横辺田免の 氏で相続人は志佐町横辺田免の 氏です。農地の表示は志佐町横辺田免字北木場 から同地字渡谷 番までの畑41筆、他5筆の計6筆、合計面積は3443㎡です。被相続人の 氏は令和6年11月5日に亡くなられて相続人から令和7年3月24日に相続登記が完了したということで令和7年4月7日に届出があり同日受付けております。

続きまして申請事件の処理状況でございます。議案書の3ページをご覧ください。3月の定例会で審議いたしました農地法第5条の2件についてでございます。1件目は譲渡人、 氏、譲受人、株式会社 代表取締役 氏のドローンスタンド一時転用期間延長に伴う計画変更承認が令和7年4月8日付けで県知事の許可がおりております。2件目は譲渡人、 氏、譲受人、 氏、 氏の一般個人住宅への転用分でございます。令和7年4月15日付けで県知事の許可がおりております。

最後に提案事件の集計表でございます。本日の付議事項でこの後審議いただく内容となっております。まず農地法関係として農地法第3条による所有権移転について2件ございます。次に農地法第5条による転用案件が1件ございます。次に証明関係として非農地証明願いについてが1件ございます。次に承認関係として農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についての一般分と関係委員分で2件ございます。次に荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてが4件ございます。最後に令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和7年度最適化活動の目標の設定等の公表についてでございます。

以上が本日ご審議いただく内容となっております。私からの説明は以上でございます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか？

はい、無ければ報告どおりとさせていただきます。それでは付議事項に入ります。4ページ議案第21号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

はい、それでは議案第21号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明をさせていただきます。農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請がありましたので、許可の可否についてご審議いただくものです。事件番号1です。譲渡人は志佐町白浜免 氏、譲受人は志佐町白浜免 番地 氏です。

申請地は、志佐町白浜免字京地 ・畑・407㎡です。申請事由は、経営規模拡大のため売買によって所有権移転するというものですが、実は令和3年に当人同士で既に売買がなされてい

たとのことで、今回、正式に所有権移転の登記を行うために申請がされております。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、WC Sや飼料作物を作付けされるなど精力的に農業に取り組まれております。また、農従者は2名で農業従事日数は年間300日となっており、そのほか申請に基づき確認したところ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして事件番号2です。譲渡人は神奈川県相模原市中央区星が丘4丁目■■■■号■■■■氏、譲受人は御厨町高野免■■■■番地■■■■氏でございます。申請地は、御厨町大崎免字櫻渕■■■■、田、1650㎡ほか15筆の合計面積20332㎡です。申請事由は、共有持分の移転のためです。申請地は全て共有名義の土地であり、議案記載の①の土地については持分4分の2を、②の土地については持分3分の2をそれぞれ■■■■氏へ移転するものです。■■■■氏は認定農業者であり、農業従事者は2名で農業従事日数は年間200日となっております。そのほか、申請に基づき確認し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、2件につきまして皆様のご審議をよろしく申し上げます。

【議 長】

それでは地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について推進委員7番、山口信也委員申し上げます。

【山口信委員】

はい、推進委員7番の山口です。只今事務局から説明があったとおりです。■■■さんは息子さんと精力的に農業をされていますので特に問題は無いと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【議 長】

はい、ありがとうございました。続きまして事件番号2番について農業委員4番末武委員お願ひいたします。

【末武委員】

4番の末武です。事務局から説明があったとおり共有持ち分ということになっておりましたが、■■■さん同士身内関係にあられるということで、■■■■さん自宅周囲の田畑になります。管理も適正にやられているということで確認をしております。何ら問題ないかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【議 長】

はい、ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かございますでしょうか？

はい、無ければ議案第21号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については申請のとおり許可することといたします。

続きまして5ページ、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

はい、それでは議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請があったので、許可相当であるか否かを決定するものです。事件番号1です。関係資料を102～106ページに添付しております。譲受人は志佐町里免番地 氏、譲渡人は志佐町浦免番地 氏です。申請地は、志佐町浦字宮ノ前・畑・393㎡です。農地の区分は、都市計画法の用途地域内にある農地のため第3種農地と判断しておりますので原則許可となる農地区分です。転用の目的は、贈与により所有権を移転し、一般個人住宅を建築するものです。土地利用について、105ページの配置図をご覧ください。最高で45センチメートルの盛土がされ、図示されているとおり住宅が建築されます。排水について、雨水排水は水路へ放流、汚水及び生活雑排水は下水へ接続されます。周辺の営農への影響ですが、建物の高さも4m程度であり日照や通風に何ら問題ないと思われまます。ほか、住宅ローンの仮審査も終了しており、本事業が確実に行われるものと思われまますので、許可相当と判断しております。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。現地を確認された委員さんのご意見をお願いいたします。農業委員11番坂本委員をお願いします。

【坂本委員】

農業委員11番の坂本でございます。4月18日に農業委員の濱崎委員、それから推進委員の山口委員、田畑次長、桃田係長と5名で視察しております。周辺地域は特に事務局から言われたとおり問題ないと思います。生活雑排水も川へ排水するという事で特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。それでは地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。推進委員7番、山口信也委員をお願いします。

【山口信委員】

推進委員7番、山口です。今説明があった坂本さんのおり5人で現地を確認しました。汚水は下水に流すということで、他の雨水は川の方に流すということで、周りに農地関係がなかったんで、特に川と道路に挟まれているだけで特に問題ないと思いますので、皆さま方のご審議よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか？

はい、無ければ議案第22号農地法第5条の規定による許可申請については意見を付して県へ送付することといたします。

続きまして6ページ、議案第23号非農地証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

はい、それでは議案第23号非農地証明願いについてご説明いたします。

今回、非農地証明願が提出されたので、証明書を交付するか否かを決定するものです。最初に説明をさせていただきます、後持ってスライドを準備しておりますのでその中で現地の写真を見ていただければと思います。資料の107から109ページに付けておりますので後持って確認いただければと思います。事件番号1でございます。申出人は志佐町白浜免■■番地■■氏、出願地は志佐町白浜免字里道■■ 台帳地目は畑 現況が雑種地 面積が1130㎡です。転用した目的及び時期ということで、非農地に至った経緯ですが、出願地は長年耕作されず原野化している状況でありました。この原野化していた土地を所有者が平成25年頃に50万円で■■■■■■■■■■へ内々で売買されまして、業者が解体した古墓石置き場として利用を始め現在に至るもので、土地の半分程度が墓石置き場等で残りは原野という状態です。それで現地の確認を行いまして併せて本人さん等々の経緯を確認した結果を踏まえてですね、まず出願地は山林原野化していた農地であって、今回は墓石置き場として利用を開始した時点で農地法第2条に規定する農地ではないことが確認できた土地、いわゆる非農地を利用したことが確認できたため、願いのとおり非農地証明を交付して差し支えないと考えます。こちらの状況について、これからスライドを投影したいと思いますので少々お待ちください。

(スライドによる説明)

このような状況ですと原野化していた土地であって、墓石置き場として利用開始した時点でも既に農地の状態ではなかったことが今回は確認ができたので、非農地証明書を交付しても差し支えないというふうに事務局で考えているところでございます。皆様のご審議をどうぞよろしくお願いたします。

【議 長】

事務局の説明が終了しました。それでは事件番号1番について現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委12番、濱崎委員をお願いします。

【濱崎委員】

農業委員12番の濱崎です。4月18日に事務局の田畑さんと桃田さん、それと坂本委員と私と推進委員の山口委員の5人で現場を見に行きました。状況的には事務局の説明があったとおりでありますし、売買もなされているということでもありますので、名義変更とか登記とかいうことに対してはこの証明を出さないといつまでも現状のままであると思いますので、この非農地証明を出してもいいのではと私的には思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして地元委員のご意見をお願いします。推進委員7番、山口信也委員をお願いします。

【山口信委員】

推進委員7番の山口です。只今事務局からと濱崎さんから説明がありましたとおりです。この場所は江迎線に白浜中央線が交差するところで住民の生活道路沿いにあります。所有者は10年程前から地元におられないので利用されている■■■■■■■■■■の方でしっかりと管理してもらいたいと私の方は考えておりますので、皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

【議 長】

ありがとうございました。それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか？

はい、無いようですので議案第23号非農地証明願いについては、証明書を交付することといたします。続きまして7ページ、議案第24号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

はい、それでは議案第24号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてをご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農地中間管理機構に対し別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。議案書は7ページから80ページにかけまして40件分の促進計画となっております。すべてA t o Bで公社が貸し付ける分でございます。権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきましてご審議よろしく申し上げます。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりまして担当地区分のご確認をお願いします。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか？

はい、なければ無いようですので、議案第24号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請について長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。

続きまして81ページ、議案第25号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。なお、農業委員会法第31条の規定により農業委員本人、又は同居の親族等に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、ここで農業委員18番須藤委員の退席をお願いします。

（須藤委員 退席）

それでは事務局の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議案第25号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は81ページをご覧ください。これにつきましては、農業委員関係分となっております。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農地中間管理機構に対し別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。議案書は81ページから90ページにかけまして5件分の促進計画となっております。すべてA t o Bで公社が貸し付ける分でございます。なお、86ページの促進計画につきましては、12月定例会での農業経営基盤強化促進法による集積計画の案件の中で、出し手と公社の間での促進計画は既に決定しております。よってこの分については一括方式ではなく公社と受け手である須藤委員との間での促進計画を要請するものでございます。以上、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきましてご審議よろしくお願いいいたします。

【議 長】

少し時間をとりたいと思いますので、資料をご覧ください。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか？

はい、無ければ議案第25号農用地利用集積等促進計画（一括方式）については、長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。須藤委員、入室をお願いします。

(須藤委員、着席)

続きまして91ページ、議案第26号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第26号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について前方にスライドを用意しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。番号1.2です。申出人は調川町平尾免■■■■■■■■■■氏で、土地の所在は調川町平尾免字平尾■■番 田 918㎡、■■番 田 2071㎡の二筆です。申出の現況地目は原野ということでした。4月16日に現地確認を行いました。番号1は草刈・耕起をすれば農地への復旧が可能な状況でありましたので非農地には該当しないと判断します。番号2については、申出地の周辺も含めて荒廃が進み、スライドの様な状況でした。また、ご覧のとおり農地への進入路が竹藪化しておりました。この様な状況を踏まえ、農地への復旧が困難であり、仮に農地へ復旧したとしても周囲の状況からして継続した営農が見込めないため、現況を原野とした非農地判断もやむを得ないと考えます。番号3です。申出人は志佐町白浜免■■番地 ■■■■■■■■■氏で、土地の所在は志佐町白浜免字石原田■■■■ 田 230㎡です。申出の現況地目は原野ということでした。4月18日に現地確認を行いました。申出地は細長く狭い複数の農地が段々になっている場所の最上段にありました。進入路がなく法面を登って状況を確認しました。申出地は山際にあつてスライドの状況でした。農地への復旧が困難であり、仮に農地へ復旧したとしても周囲の状況からして継続した営農が見込めないため、現況を原野とした非農地判断もやむを得ないと考えます。最後に番号4です。申出人は調川町中免■■■■■■■■■■氏で、土地の所在は調川町中免字福本■■番 田 1024㎡です。申出の現況地目は原野ということでした。4月18日に現地確認を行いました。草刈耕起をすれば農地への復旧が可能な状況でありましたので非農地には該当しないと判断します。以上、4件につきましてご審議をお願いいたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。それでは1番2番について、地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員11番、高田委員お願いします。

【高田委員】

推進委員11番の高田です。4月16日に現地の確認に行きました。事務局の田畑次長、桃田係長、新人さんの初々しい川崎さんと4名で確認させていただきました。1番はですね私の家の裏の方にありまして、数年前まではお父さんが亡くなる前までは作られていた様子でございまして、まだまだ草刈りをして耕せば復帰できるのではないかといいところでもございました。水もありませんし、道もうちの畑を通って行かれておりまして復旧しようと思えば復旧できるかなと思いましたが非農地にはまだならないかなと思います。2番に関してはこれも家の下の方ですけど、亡くなる何年か前から作られていない状態にしてその一帯がかなり荒れておりまして進入路を探すのも一苦労した次第です。進入路が竹藪状態になっておりまして、ここを入って行って作るというのはなかなか難しいかなという様な感じでございました。ここは復旧は難しいかなと見てまいりました。皆様のご判断をよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして3番について、推進委員7番、山口信也委員お願いします。

【山口委員】

推進委員7番、山口です。只今事務局から説明があったとおりでございます。現場の方は18日に農業委員の坂本さんと濱崎さんと一緒に確認いたしました。竹藪状態になっているので、ましてや■■■さんは年齢的にもかなり高齢で、今後耕作していくというのは不可能と考えるのでどうか皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。続きまして4番について、農業委員11番、坂本委員をお願いします

【坂本委員】

農業委員11番の坂本でございます。4月18日に次長、係長、私の3人で見たところでございます。事務局から先ほど話がありましたように、草を刈れば復旧できるんじゃないかというくらい荒廃状況でございます。また状況を見て高齢でもありますし何年かしてから再申請という形をとってもらった方がいいのではと思っております。以上です。

【議長】

ありがとうございました。地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか？

無ければ、議案第26号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するかどうかの決定については、2番、3番については非農地通知を交付するものとしたします。

続きまして92ページ、議案第27号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第27号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定についてということで説明をさせていただきます。こちらに関しましては農業委員会等に関する法律37条の規定による農業委員会における事務の実施状況及び農業委員会による最適化活動推進等についてによります最適化活動の目標設定等についてです。公表するということもございます。93ページから97ページが令和6年度の状況について対応しているものでございます。結果につきましては簡単に説明させていただきます。まず94ページでございますが、農地の集積についてでございます。実績です。中段的なところに③実績とあるんですけども、今年度の集積面積は△が付いておりますのでマイナス38ヘクタールということで、担い手の方へ集積されている面積がですね昨年度と比べてマイナス38ヘクタールだったという結果になっております。これには理由がございまして、実は委員さん皆さん方の昨年度の集積の活動の結果ですね、実は新規の集積面積で担い手の方の集積面積は28.35ヘクタールございました。あったんですが、その下の点検結果の欄に記載してあるんですけども、中心的な担い手の死亡であるとか合意解約、こういったものによる集積面積の減少に加えまして、昨年度、担い手となる経営体の見直しを行いまして、この為、担い手の減少がございましたものですからそれに伴って集積面積も減少したということで皆様の活動で新規の集積面積も28.35ヘクタールあったんですけども、担い手としてみなしていた経営体が減少したということが大きかったので差し引きでマイナス38ヘクタールであったとそういう結果になっているところでございます。次に遊休農地の発生防止に関してですけれども、こちらは95ページをご覧ください。令和3年度時点で緑区分に該当した農地のですね遊休農地の解消はございませんでしたけれ

ども、中段のイです。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積の部分、こちらにつきまして0.3ヘクタールの解消があったということでございます。こちらは令和5年度の農地パトロールで発生した緑区分の遊休農地の一部がですね3反強ですね解消されたということでございます。一方でですね点検結果にもあるんですけども令和6年度の農地パトロールの結果でございますが、その結果として10.53ヘクタールの緑区分の遊休農地が新たに発生したという結果になっております。次に新規参入の促進に関してなんですけど令和6年度にですね1経営体が参入しております。これは福島町の■■■■■さんが令和6年4月1日付けで認定新規就農者となられておりますので、この分を新規参入者ということで掲載をしているところでございます。次に96ページでございます。新規参入者へ貸し付け可能な農地の同意を昨年度聴き取ってくださいと皆様をお願いしていたところ、皆様の活動日誌を集計させていただいて、上段ですが結果として24.5ヘクタールの聴き取りの面積があったということでそちらを実績に掲載しているところでございます。次97ページの中段ですが相談会への参加ですね、新規参入相談会の参加につきまして8月と1月に相談会を開催されまして8月の相談会に会長が参加をされております。相談会は開催されたんですけど結果として参加者は0ということでございますが、8月の相談会に会長が参加されております。最終的な目標の達成状況の評語といたしましては「目標に対して期待どおりの結果が得られた」というふうに思っているところでございます。参考までなんですけど、後持ってお話はいたしますが、各委員さんの結果を集計しておりますので、後持ってご覧いただければというふうに思っております。

次に令和7年度の目標について説明させていただきます。98ページからでございます。昨年度からの変更点が1つございまして、98ページの下段にある耕地面積ですが昨年度が2070ヘクタールだったんですけど、今年度は2020ヘクタールということでそこを変更しております。変更の理由は農林水産省が公表します耕地及び作付面積統計に基づきましてこの面積を決定するようになっております。最新の情報を確認したところ松浦の耕作面積が2020ヘクタールというふうになっておりますので、その数字に合わせて今年度はこの面積を基にそれぞれの目標を設定しているところでございます。99ページに集積の目標を記載しております。②の目標今年度の新規集積面積というところなんです。面積を33ヘクタールとしております。こちらに関しましては例年、長崎県農業会議から目標の面積が示されるんですけど、本年度はまだ示されておられませんので、昨年度と同様の33ヘクタールを目標としたいというふうに考えているところでございます。続きまして遊休農地の解消につきましては中段の下のアのエの緑区分の遊休農地の解消の部分ですが、こちらの部分を1.13ヘクタールとしまして解消目標を0.5ヘクタールの解消を目指すということで設定しております。この1.13ヘクタールですが昨年度までは2.5ヘクタールとしておりましたが再度こちらの農地を精査いたしまして中には再生しても農地として利用が困難である農地が確認できましたので、再生利用が可能な農地ということで精査をいたしまして1.13ヘクタールに対して0.5の解消を目指すということで設定させていただいております。また、前年度に発生した遊休農地に関しましては、翌年度にすべてを解消するということが最適化の活動の方針にありますので、一番下のイです。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を昨年度発生した10.53ヘクタールということで設定させていただいているところでございます。次に100ページをご覧ください。新規参入者への貸付同意面積の聴き取りを昨年もお願ひしていましたが、今年度は委員さん全員で11ヘクタールで行えたらと考えておりますので設定をしているところでございます。11ヘクタールの根拠としては、過去3年間の権利移動面積の平均値の1割という基準がございまして、過去3年間の平均が110ヘクタールでございましたので、これの1割の11ヘクタールを目標と設定しているところでございます。そして中段のイ最適化活動の活動目標の部分でございます。一人当たりの活動日数の部分でございます。資料では9日と記載しておりますが、長崎県農業会議が掲げます各農業委員会の一人当たりの活動日数が月10日となっていることを踏まえまして議案では

9日としているところを県の目標に合わせて10日に修正させていただいて、それを目標に取り組んでいきたいと思えます。これ以降につきましては、前年度と同様の目標設定というところがございます。以上、長くなりましたが、ご審議いただきますようお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか？

はい、なければ議案第27号については農業委員会等に関する法律37条の規定による農業委員会における事務の実施状況及び最適化活動の目標の設定等については、松浦市のホームページにおいて公表することといたします。

以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。始まって1時間10分を経過しましたので、ここで5分から10分程度休憩時間を入れたいと思えます。

(休憩)

【議 長】

そしたら再開させていただきます。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いします。

【事務局説明】

- ・地域計画に係る目標地図の配布について
- ・掘り起こし活動実績報告書（新様式）の使用について
- ・令和6年度農用地利用最適化交付金配分割合計算表について
- ・活動記録簿記載の徹底について
- ・令和6年度の最適化活動目標に対する結果について（各委員個人分）
- ・令和7年度の最適化活動目標設定について（各委員個人分）

【議 長】

それでは農林課から説明があるとのことですのでよろしくをお願いします。

【農林課】（農林課から事業の説明：果樹等苗導入支援事業について）

【議 長】

質問等はございせんか？

それでは本日の総会を終わりますが、来月の総会は5月27日（火）となっております。

本日はお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 33分

